

南丹都市計画 都市計画緑地の変更案（亀岡市決定）

都市計画緑地中 1 号大堰川緑地及び 2 号七谷川を次のように変更する。

名 称		位 置	面積(ha)	備 考
番号	緑地名			
1	大堰川 緑地	亀岡市宇津根町川ノ口、正仁淵、大井町並河荒内、上溝、坂井、前脇、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津古田、3 丁目、川関中村里、森ケ下、カミ、千原浜ノ前、馬路町江川、大芝、大芝原、大芝原新田、三軒屋先、河原林町河原尻往古島、大樋、白野、勝林島荒内、有本、岩淵、金河原、西垣内、畑ケ田、保津町泉口、鐘鑄島新田、上中島、下中島、正人淵、辰新田、西垣内、式番、針ノ木新田、宮ノ前、六条口及び神子新田の各一部	約 167.5	多目的広場 スポーツ広場 コミュニティ広場 桂川河川敷
2	七谷川 緑地	亀岡市千歳町国分石松、後田、中島、山伏、千歳裏山、江島山、小山、広垣内、南山、横井、河原林町河原尻上五丹、上砂股、北垣内、越シ記、オノ本、四ノ宮、下五丹、下砂股、東垣内、妙珍原及び柳原の各一部	約 42.8	キャンプ場 ピクニック場 スポーツ施設 多目的広場 休憩所 展望所 散策道 駐車場

※面積の表示については、小数点以下第 1 位まで（第 2 位を四捨五入）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本計画は、大堰川緑地においては宇津根橋（府道郷ノ口余部線）の改修や保津川水辺公園の整備により区域形状が変化した箇所の変更を、七谷川緑地においては国営亀岡農地再編整備事業の影響により区域形状が変化した箇所及び七谷川改修工事による整備を行う箇所の変更を行うものである。

また、大堰川緑地は昭和５５年に、七谷川緑地は昭和５６年に、それぞれ当初の都市計画決定をしているが、当初の都市計画決定時から字名等に変更が生じたものの変更を行うとともに、大堰川緑地及び七谷川緑地の面積について、区域の面積を改めて測量したところ、緑地面積の錯誤が判明したため、実際の面積に補正を行う。